

第7回 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会 (議事次第)

日時：平成30年2月23日(金)

15:30～17:30

場所：厚生労働省 専用第22会議室
(厚生労働省18階会議室)

1. 障害者雇用促進制度についての意見交換
2. その他

【配付資料】

- 資料1 : フランス及びドイツの障害者雇用促進制度について
資料2 : 日本の障害者雇用促進制度と本研究会でこれまでに
出された意見等について

フランス及びドイツの 障害者雇用促進制度について

<フランス>

障害者雇用率制度の枠組み-----	2
障害者雇用率の対象者 （障害労働者認定・重度障害認定）----	3
障害者雇用義務の履行方法-----	5
助成金・支援金-----	6
制裁的納付金・罰金等-----	6
障害者の働く場-----	7

<ドイツ>

障害者雇用率制度の枠組み-----	8
障害者雇用率の対象者 （障害の程度・重度障害者と同等の者）----	9
給付金・助成金-----	11
納付金・罰金-----	12
障害者の働く場-----	13

「欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」(2012年)、「欧米の障害者雇用法制及び施策の現状」(2011年) (いずれも(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)等の記載に加えて、一部については関係各国等に確認した上で、厚生労働省で整理したものの。

- 従業員20名以上の事業所ごとに、全従業員の6%に該当する数の障害者を雇用しなければならない。
- 雇用義務の対象者は次のとおり。
 - ①障害者権利自立委員会(CDAPH)によって障害労働者認定を受けた者(雇用義務受益者の67.5%)
 - ②労災年金受給者
 - ③障害年金受給者
 - ④傷痍軍人年金受給者
 - ⑤志願消防士障害手当・年金の受給者
 - ⑥障害者手帳の保有者
 - ⑦成人障害者手当の受給者
 - ⑧戦争犠牲者遺族
- 短時間カウント制度あり。2009年から、1ヶ月の労働時間が法定又は協約の定める労働時間の半分以上の労働者は1単位、半分未満の労働者は0.5単位としてカウント。
- 重複カウント制度(※)を2005年に廃止。

※障害者1人を最低1単位とし、障害の重度や年齢等の条件により、1.5倍、2倍等とカウントする制度

※納付金制度上は、減額事由となる。
- 雇用義務の対象となる会社は、毎年3月1日までに、12月1日時点の労働者数等を報告しなければならない。
- 民間企業の実雇用率は、3.3%(2014年)

<障害労働者認定>

- 障害労働者とは、「身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により、雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退しているすべての人」をいう。(労働法典L.5213-1条)
- 障害者権利自立委員会(CDAPH)によって障害労働者認定を受けた者は、雇用義務制度の対象となるほか、障害労働者のための研修、職業訓練、職業リハ等へのアクセス等が認められる。一方、認定を受けた障害者の使用者は、助成金(特に、労働ポストの調整や、就労場所へのアクセスに対するもの)の対象となる。
- 障害労働者認定は、県障害者センター(MDPH)内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)が、センター内の学際チームの意見を聴取した後に実施。1～5年の有効期限がある。
- 認定に際し参照される基準は、特に用意されておらず、障害労働者認定の申請を行った者が、障害労働者の定義に当てはまるかどうか、個別具体的に検討される。
 - ※ 検討に際しては、特に、①1つ又は複数の身体的、知的、精神的機能あるいは感覚器官の悪化と、②その者が、雇用を獲得又は維持する可能性に対する、上記悪化の影響可能性が考慮される。
 - ※ また、医学的なデータだけでなく、i)障害者が求職者の場合にはその者の雇用可能性を、ii)障害者が既に雇用された被用者の場合にはその者の労働ポストの性質を、同時に考慮に入れて認定がなされる。

<重度障害認定>

- 重度障害とは、「効率性の低減により、縮小できない、永続的な超過コストが発生していること」をいう。
 - ※ 永続的な超過コストには、①定期的で計算可能な実際の追加的負担や、②障害によって引き起こされ、労働環境の調整によっては補うことのできない負担が含まれる。
 - ※ 具体的には、①障害労働者の生産性の減退に関する負担や、②チューターや第三者による支援に関連する負担が、該当する。
- 重度障害認定を受けた障害者を雇用している使用者に対しては、納付金額(p5)の割引か、障害労働者雇用支援金(※)の支給のどちらかが認められる。
 - ※ 重度障害者の雇用により生じる負担を軽減することを目的とする助成金。
- 有効期限は最大3年(永続的部分的不能が80%以上の者が、初めて重度障害認定の申請を行った場合は1年)。
- 重度障害であるか否かは、障害者が就いているポスト(仕事)との関係で決まる。労働環境について適切な措置(使用者の負う義務)がなされた後に実施される。そのため、労働環境が良いと、重度障害認定がなされないこともある。

①直接雇用

②保護労働セクター(適応企業・CDTD、ESAT等。P7)への仕事の発注(雇用義務の50%まで)

- $\text{みなし分} = (\text{発注額[税抜き]} - \text{原材料費} \cdot \text{販売経費等}) / \text{最低賃金時給} \times 2,000$ ※

※保護労働セクターからの出向受入れの場合は、分母は [最低賃金時給 × 1,600] となる。

③研修での障害者の受入れ(カウントできる研修生の数は全従業員数の2%まで)

- $\text{みなし分} = \text{研修時間} / \text{当該企業の年間労働時間}$ (150時間を超える研修を受けている者に限る)

④納付金の支払い

- 納付金額(年額)は次のとおり。

従業員数 20~199人 不足人数 × 最低賃金時給 × 400倍

従業員数200~749人 不足人数 × 最低賃金時給 × 500倍

従業員数750人以上 不足人数 × 最低賃金時給 × 600倍

- 次の場合には、不足人数から、それぞれの場合に応じた数を引いて算定する。

・ 26歳未満又は51歳以上の雇用義務対象者の雇用…0.5

・ 初めての障害労働者の雇用…0.5

・ 重度障害認定を受けた者の雇用…1 ※助成金ではなく、納付金の減額を選んだ場合。 等

⑤以上とは独立した履行方法として、障害者のための1~数年プログラムを定める労働協約の締結

- 障害者を雇用する企業には、雇用義務未達成の企業から徴収された納付金を原資として、助成金・支援金が出る。

(例:2009年3月現在)

- ① 参入助成金・・・企業による障害者の永続的雇用での採用を促進することを目的とする。
- ② 永続的契約助成金(有期労働契約の後に、無期労働契約での採用がなされた場合に支給される。
- ③ 雇用発意助成金(社会的職業的参入に特別の困難を抱える障害者の雇用を促進することを目的とする。
- ④ 障害労働者雇用支援金・・・重度障害者の雇用により生じる負担を軽減することを目的とする。
- ⑤ 雇用維持支援金・・・従業員が障害を負った場合、又は、その障害が悪化した場合に支給される。
- ⑥ 雇用戦略実施支援金・・・企業の障害者の雇用を含めた人事管理を支援するために支給される。
- ⑦ 見習い支援金・・・若年障害者の見習いとしての受入れを促進するために支給される。
- ⑧ 職業能力評価・職業指導支援金・・・障害者の能力評価等にかかる費用を保障する。

制裁的納付金・罰金等

- 3年以上にわたって、納付金以外の方法によって雇用義務を果たしていない企業には、企業規模にかかわらず、法定最低賃金時給の1,500倍の納付金が課せられる。この額は、労働者1人を最低賃金で1年間雇ったときの費用に等しいとされている。
- 雇用義務を全く果たしていない企業(すなわち、p5④の納付金の支払いもしていない企業)には、法定最低賃金時給の1,875倍に当たる額の国庫への支払いという制裁が科せられる。
- 公的機関の行う入札では、雇用義務の遵守状況を示す文書の提出が要求されることがあり、雇用義務の不遵守は、入札への参加拒否事由にもなりうる。

①通常の民間企業・公的部門

- 適応企業から退出した障害労働者を採用した企業には、一定の条件の下、助成金が支給される(雇用1年目のみ)。
(例)労働時間がフルタイムの場合 4,500€

②適応企業・CDTD(在宅労働供給センター)

- 適応企業・CDTDとは、障害労働者を少なくとも80%雇用する企業。個々で働く障害者には、労働法典の適用があり、最低賃金の保障もされている。また、国から補助金が支払われる
- 適応企業・CDTD で就労するのは、障害者権利自立委員会(CDAPH)によって、通常の労働市場での就労が可能とされた障害労働者。

③ESAT(労働支援機関・サービス)

- ESATで就労するのは、障害者権利自立委員会(CDAPH)によって、一時的又は永続的に、通常の企業や適応企業・CDTD でフルタイム又はパートタイムでの就労に従事すること、又は、自営での就労が不可能であると判断された障害者。
- ESATは、社会福祉・家族法典の規定に服する医療・社会福祉機関であり、ESATで受け入れられた障害者は、医療福祉機関の利用者と位置づけられる。

- 従業員20人以上の企業ごとに、全従業員の5%に該当する数の障害者を雇用しなければならない。
- 雇用義務の対象者は次のとおり。
 - ① 重度障害者…障害程度が50以上の者
 - ② 重度障害者と同等の者…障害程度が30又は40の者であって、障害の結果、同等取扱がなければ、適切なポストを得られず、又は維持できない者
 - ③ 障害が重度でない青年・若年成人…障害程度が30又は40である青年・若年成人であって、②に該当しない者
- ※ ただし、次の場合は雇用義務の対象外。
 - ・ 期限付き(8週間以下)の雇用の場合
 - ・ 週労働時間が18時間未満の場合(高齢を理由として週18時間未満に減らす場合や、週18時間未満の労働が必要と判断される重度障害者の場合は、雇用義務対象となる)
- 複数カウント制度あり。
 - 最大3カウント ①重度障害者のうち、労働生活の参画にとりわけ困難を伴う者
 - ※ 労働生活において特に重度障害に該当する者(当該仕事をするのに恒常的に特別な補助者を必要とする者、雇用により恒常的に尋常でない出費を要する者、恒常的に大幅に少ない労務提供しかできない者、知的・精神障害のみで重度障害とされている者で障害の程度が50以上の者、職業訓練を修了しなかった者)、満50歳以上の重度障害者 など。
 - ②重度障害者のうち、職業訓練を受けている者で、職業訓練や職場へのあっせんがとりわけ困難な者
 - ※ 下線部に該当しない者については、2カウント。
- 雇用義務の対象となる企業は、管轄の職業安定所に年1回、遅くとも3月31日までに、前年度(1月～12月)について、雇用義務数の算定、義務の履行の確認、負担調整賦課金の算定のために必要なデータを、月別に分類して届出なければならない。
- 民間企業の実雇用率は、4.1%(2014年)

<障害の程度>

- 障害程度とは、「身体的、知的、あるいは精神的な能力の欠如による影響の程度」をいう。
- 障害程度の判定は、0～100を10単位で区切った数値により判定する。障害程度が30以上の者(※)は、障害者差別禁止・合理的配慮や、雇用義務、解雇制限の対象となる。
0～20 障害なし / 30・40 障害者 / 50～100 重度障害者
- ※ 障害程度が30・40の者(青年・若年成人以外の者に限る。)は、「重度障害者と同等の者」と認定された場合に限り、雇用義務や解雇制限の対象となる。
- 障害程度の認定は、市又は州の援護局が、主治医の鑑定意見等と、援護局の内部医師が作成した鑑定意見をもとに判定。
- 認定に当たっては、医学的な機能障害のみならず、社会生活への影響が審査される。

<重度障害者と同等の者>

- 障害程度が30又は40である者のうち、障害の結果、同等取扱がなければ、適切なポストを得られず、又は維持できない者については、「重度障害者と同等の者」と認定され、雇用義務や解雇制限の対象となる。
 - ※ 青年・若年成人であれば、「重度障害者と同等の者」と認定されない場合でも、障害程度が30以上であれば、雇用義務や解雇制限の対象となる。
 - ※ 解雇制限…重度障害者等を解雇する場合は、援護局の同意を要する。
- 「重度障害者と同等の者」の認定は、本人の申請のもと、連邦雇用エージェンシーが行う。
- 「ポストを得られない場合」とは、障害者の採用にあたって、あっせんが成功しなかった場合をいう。
- 「ポストを維持できない場合」とは、以下の場合を指す。
 - ・ 疾病に基づく解雇が可能な場合
 - ・ 欠勤が多い場合で治癒の見込みが無い場合
 - ・ アシスタントが必要な場合
 - ・ 労働能力の減少がある場合
 - ・ 重大なミスを犯した場合
 - ・ 警告(懲戒処分等)を受けた場合
 - ・ 配置転換された場合
 - ・ 解雇の補償の申し出があった場合

- 納付金を原資として、各州が運営する給付金制度のほか、連邦雇用エージェンシーが運営する助成金制度がある。

<給付金>

① 障害者本人に対する給付金

- ・ 技術的な労働援助
- ・ 通勤のための援助
- ・ 自営による職業的自立と維持のための援助（自営者を対象に貸付金と利子を補助）
- ・ 障害に応じた住居の購入・装備・維持のための援助
- ・ 職業上の知識と技能を取得し、向上させるための措置に参加するための援助
- ・ 必要なジョブアシスタント など

② 雇用主に対する給付金

- ・ 労務提供減少の調整の給付金
- ・ ジョブアシスタントを雇用する場合の給付金
- ・ 障害に応じた職場整備のための給付金
- ・ 雇用創出のための給付金
- ・ 職業訓練料 など

<助成金>

- ・ 障害者の有期のトライアル雇用に対する費用の一部又は全部を負担する。
- ・ 事業所内で職業訓練を行った場合、訓練助成金として、訓練報酬の60%以上を使用者に補助する。
- ・ 使用者が障害者を雇用した場合、一定期間(最長24ヶ月間)は、賃金の一定割合(最大70%)を使用者に補助する。

<納付金>

- 納付金の支払いは、障害者の雇用義務を免責するものではない。
- 納付金額(月額)は次のとおり(社会保障の基礎額が10%以上上昇する都度、納付金額を引き上げ。直近では、2012年、2016年にそれぞれ約10%ずつ引き上げられてきたところ。)
 - 年平均雇用率3~5%未満 不足人数 × 125€/月
 - 年平均雇用率2~3%未満 不足人数 × 220€/月
 - 年平均雇用率0~2%未満 不足人数 × 320€/月
- 中小企業については、従業員規模に応じて、次の額を納付金額から減額。
 - 従業員40人未満 不足1人あたり105€/月
 - 従業員40~60人未満 不足人数1名の場合は、不足1人あたり105€/月
不足人数2名の場合は、不足1人あたり180€/月
- 障害者作業所に仕事を委託した使用者は、業務委託代金(総請求費から材料費を控除した額)の50%を納付金から減額できる。

<罰金>

- 障害者を雇用しない使用者は、10,000€以下の過料が課せられる。

① 通常の民間企業・公的部門

② 統合プロジェクト(雇用率の適用あり)

- 実施主体は、一般労働市場での就労が特に困難と見込まれる重度障害者等の一般雇用を可能にするための企業及び公的機関。
- 重度障害者等に就労及びそれに付随するケアを提供し、企業内外での職業訓練、あっせん等を実施。
- 重度障害者を25%以上雇うことが必要。(原則50%未満)
- 納付金を財源として、建設、増築、近代化及び設備のための給付や、特別な困難を抱える重度障害者を通常の規模を明らかに超えて雇用する場合等の特別な費用に対する給付を受けることができる。

③ 障害者作業所(雇用率の適用なし)

- 障害者の労働生活への参加のための施設であり、一般労働市場において就労ができない障害者に職業訓練及び就労の提供を行い、一般労働市場への移行の支援を実施。
- 対象者は、一般労働市場において就労ができないが、少なくとも経済的に有用な労務の最低限を提供することができる障害者。
- 連邦雇用エージェンシーによる認可を受ければ、優遇措置(※)を受けることができる。
 - ※ 障害者作業所に仕事を委託した使用者は、業務委託代金の50%を納付金から減額できる。
 - ※ 公的機関から優先的に業務委託を受けることができる。
- 職業訓練と就労が行われる。職業訓練は、3ヶ月間の入所判定期間と通常1年間(最長2年間)の職業訓練期間からなる。職業訓練後、就労を提供する。

日本の障害者雇用促進制度と 本研究会でこれまでに出了された意見等 について

障害者雇用促進制度の趣旨-----	2	障害者雇用義務の履行-----	7
障害者雇用率制度の枠組み-----	3	障害者雇用納付金制度-----	9
障害者雇用率制度の枠組み		（特例調整金・特例報奨金）-----	11
（雇用義務対象者）-----	4	助成金-----	12
（短時間労働者）-----	5	その他-----	13
（重度障害者）-----	6		
（実雇用率）-----	7		

障害者雇用促進制度の趣旨

- 障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とするもの。
- ノーマライゼーションの理念を、障害者雇用対策を進める上での指針とすることを明らかとすることとし、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする」旨を規定。
- こうした働き方の実現のためには、国民特に事業主の理解や協力は必要不可欠である。現代社会における雇用労働の比重を踏まえ、社会連帯という高い理念にたち、全ての事業主に雇用の安定を図るための雇用義務を課している。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

（障害者雇用全般について）

- ・ 障害者雇用全体としては近年改善してきているが、多様化する障害特性に対応した就労支援を進める等、障害者雇用の質に着目した取組が必要である。
- ・ 障害者に対する差別感を排除し、障害に関係なく地域社会で共生し、共に働くことが当たり前であるという精神を市民の間で醸成されていくことが、まずは重要である。
また、障害の有無に関係なく、同様の人材育成の視点にたった雇用管理を行うことが必要であり、障害者雇用を進めることにより企業の得られる効果等にも着目していく必要がある。
- ・ 就労を希望する障害者についても、就職に至る経路は様々であり、また1人ひとりのライフステージ全体を支えていく必要があること等から、労働行政と福祉行政、地域においても労働、福祉、教育、医療等の関係機関が、それぞれ連携していく必要がある。

（企業の雇用義務について）

- ・ 障害者の就労機会の発注機会の拡充に向けて、障害者就労施設への発注額に応じて障害者雇用とみなすことが考えられる。
- ・ 単独の中小企業で障害者雇用を進める難しさもあることから、中小企業が短時間の業務を切り出し合同で障害者の雇用を進める仕組みを創設することが考えられる。
- ・ 障害者の雇用以外であっても、実習の受入れや施設外就労の機会等を積極的に提供している中小企業も見られることから、こうした企業に対する新たな評価方法を検討することが考えられる。施設外就労を受け入れた場合に雇用率上のカウントの対象とすることも考えられる。
- ・ 多様な就業形態を実現するため、派遣されている障害者について、派遣先企業の雇用率算定に入れることが考えられる。

障害者雇用率制度の枠組み

- 従業員50名以上(※)の事業主ごとに、障害者雇用率以上の障害者を雇用しなければならない。

※平成30年4月以降は、45.5名以上。

＜障害者雇用率＞ ()内は平成30年4月以降

民間企業 2.0%(2.2%) / 国・地方公共団体等 2.3%(2.5%) / 都道府県等の教育委員会 2.2%(2.4%)

＜＜趣旨等＞＞

法定雇用率は、基準となる労働者数や障害者数の状況の変化に対応するために、5年に一度見直して決定。障害の有無に関係なく、労働市場において同等に雇用機会が提供されるようにする観点から、法定雇用率を設定。基本的には、その計算式どおりの数値を設定するものとされてきている。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

(法定雇用率制度について)

- ・ 法定雇用率が急激に引き上げられていくことで、障害者雇用に対する意欲を削がれるようなことのないようにすることが必要である。
- ・ 雇用率について、現行制度では機械的に引き上げられることとなっているものの、企業等への影響が大きいことから、達成企業割合に一定の要件を課す等、柔軟な調整を認める必要がある。
- ・ 法定雇用率の検討の際に用いる失業者の定義などを含め、具体的に示す必要がある。
- ・ 法定雇用率の検討に当たり、就労継続支援A型事業所の利用者については一般雇用とは異なることから、その分子の数値から除外することが考えられる。
- ・ 除外率については、現行の障害者雇用促進法の規定を踏まえ順次引き下げを実施していくべきとの考えが示される一方で、硬直的に進めることは雇用意欲維持の観点から慎重さが必要との意見も示された。

障害者雇用率制度の枠組み(雇用義務対象者)

- 雇用義務の対象は、次のいずれも満たす者。
 - ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者に限る)
 - ② 常用労働者(週所定労働時間20時間以上である労働者)

<<趣旨等>>

週所定労働時間20時間という下限は、障害者の職業生活における自立という観点から、通常の労働者の週所定労働時間(40時間)の半分として設定されている。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 精神障害者については、就労能力や職業適性に関する判断等が困難なことから、統一的に判定できるような支援が必要である。そうした仕組みの構築のために速やかに有識者による検討会を立ち上げることも考えられる。
- ・ 精神障害者に対する定着支援については、様々な主体により、就労支援機関や雇用企業にそれほどの負担感をかけずに安定的に働けるようになる支援ツール等が構築されてきていることから、こうした方法の共有等が必要である。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を希望しない精神障害者も多く存在していること等から、手帳を所持していない精神障害者についても雇用率上でカウントすることも考えられる。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を返還した場合も、就労上の課題は一定程度残ることを勘案し、一定期間は雇用率にそのままカウントすることを認めることも考えられる。
- ・ 精神障害者や重度の身体障害者等について、一定程度の時間であれば就労可能な者も見られることから、20時間未満での雇用契約についても何らかの対応を検討する必要がある。その際、雇用率制度上でカウントする方法や、当面は助成金等による支援を行いつつ、雇用率でのカウントについては中期的検討とする対応などが考えられる。
- ・ 難病患者についても福祉サービスと雇用政策が一体となって支援を受けられるよう、障害者手帳等と同等の効力を有する証明書を発行することが考えられる。また、難病患者等が働き続ける上で、障害者雇用率制度の対象に追加するとともに、通院やリハビリなどのための病気休暇制度等の充実が必要である。

障害者雇用率制度の枠組み(短時間労働者)

- 短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者については0.5カウント。

<<趣旨等>>

短時間労働者のカウントについては、フルタイム常用雇用を希望する、又はフルタイム常用雇用が可能な障害者が短時間労働者として雇用されることが促されることのないよう、0.5カウントとしている。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 精神障害者の職場定着や雇用管理等の観点から、短時間雇用(週20時間以上・30時間未満)の雇用率制度上の対応についても検討が必要である。その際、医師によりフルタイムでの勤務が困難であることの診断を受けた者に限定するといったことも考えられる。
- ・ 精神障害者や重度の身体障害者等について、一定程度の時間であれば就労可能な者も見られることから、20時間未満での雇用契約についても何らかの対応を検討する必要がある。その際、雇用率制度上でカウントする方法や、当面は助成金等による支援を行いつつ、雇用率でのカウントについては中期的検討とする対応などが考えられる。(再掲)
- ・ 加齢により長時間勤務が困難となり、就労形態が短時間になった場合等も、一定の要件の下、以前の働き方による雇用率カウントを維持する等、制度上の配慮をすることで働き続けられる環境を整備する必要がある。

障害者雇用率制度の枠組み(重度障害者)

- 重度障害者については2カウント。(短時間勤務の重度障害者については1カウント)

<<趣旨等>>

重度障害者のカウントについては、重度障害者の雇用に当たっては、施設、設備等の物的な負担や、現場指導等の配慮等が必要であることから、2カウントとしている。

なお、精神障害については、精神障害の程度と就労困難性との間の相関関係が不明であることなどの事情から、現時点では重度障害者の概念を導入していない。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 障害者のキャリア形成を促すため、週40時間勤務や正規雇用契約などについて、雇用率制度上のメリットを付与することが考えられる。
 - ・ 雇用率の算定に当たって就労の充実度や長期雇用継続の状況等も勘案する等、雇用の質にも着目した方法で雇用率の算定を行うことが考えられる。
 - ・ 長期雇用継続を図るため、職場定着に一定の取組や効果を生み出している企業に対して雇用率上のメリットや助成金等の措置(助成期間の延長を含む)を講ずる必要がある。
 - ・ 加齢により長時間勤務が困難となり、就労形態が短時間になった場合等も、一定の要件の下、以前の働き方による雇用率カウントを維持する等、制度上の配慮をすることで働き続けられる環境を整備する必要がある。(再掲)
 - ・ 障害者雇用における合理的配慮等の対応や、キャリア形成の実績等を、障害者雇用納付金の額に反映させることが考えられる。
- ※ 現行制度では、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている者(常用労働)を対象としており、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる場合も制度の対象である。

障害者雇用率制度の枠組み(実雇用率)

- 実雇用率は、1.97%(平成29年6月1日現在)

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 障害者雇用に関して、その課題を把握するため、できる限り詳細な実態調査(例えば、就労定着・離職の状況、より詳細な障害種別、男女別、地域別、派遣労働の現状、福祉的就労の利用者、中小企業の実態等)を実施していく必要がある。

障害者雇用義務の履行

- 雇用率達成のため、各企業には、障害者の雇用による方法のみが認められており、後述の障害者雇用納付金の納付や、障害者就労施設等への発注等を行ったとしても、雇用義務の免除等を行われない。
- 雇用率の算定に当たって、特例子会社制度(グループ適用)等の特例がある。

<<趣旨等>>

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保は個々の事業主ごとに義務づけられている。一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例として、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できている(特例子会社制度)。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 障害者雇用のノウハウを有する企業(親会社)が、中小企業(子会社)の障害者雇用を進めるための研修やノウハウの移転等を実施することに対する支援措置を講ずることも考えられる。
- ・ 障害者雇用促進制度の本来の趣旨である統合された環境で働くことを促していくためにも、特例子会社から一般の事業所(親会社等)への異動出向を促進することが考えられる。
- ・ グループ算定のみを目的に特例子会社を創設している企業がいることを踏まえ、グループ算定に当たっての特例子会社の要件を緩和することが考えられる。

障害者雇用義務の履行

- 雇用義務違反について、罰則は設けられていない。

<<趣旨等>>

障害者の適正な雇用を実現するには事業主の理解と協力が不可欠であることから、障害者雇用を刑罰などの直接的な制裁によって実現しようとすることは必ずしも適切ではない。

- 実雇用率の低い事業主については、次の流れで雇用率達成指導を行う。
 - ① 雇入れ計画作成命令(2年間)
 - ② 雇入れ計画の適正実施勧告…計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告(計画1年目終了時)
 - ③ 特別指導…雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施
(計画期間終了後9か月間)
 - ④ 企業名公表

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 障害者雇用において、職域の拡大やキャリア形成の促進等の先進的な事例に取り組んでいる企業の実例を収集・整理し、周知していくとともに、合理的配慮に関する窓口の設置義務や具体的配慮事例等についても、企業(経営者、同僚など全般)・障害者の双方に周知していく必要がある。
- ・ 改正労働契約法(有期雇用契約での雇用期間が5年超となった場合の無期転換に係るルール)についても、障害者や企業に適切に周知していく必要がある。
- ・ 中小企業の場合には、就業を希望する障害者とのマッチングが困難なケースも見られるので、罰則的な対応ではなく、公共事業入札時の加点評価や税の減免措置等、企業の事業活動上のインセンティブ措置を拡充することで意欲を喚起することも考えられる。

障害者雇用納付金制度

- 事業主間の経済的負担を調整するため、雇用率未達成企業(※)から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種助成金を支給。

※ 常用労働者100人超の事業主に限る。

<<趣旨等>>

納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立ち、事業主間の障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するためのもの。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 常用労働者数100人以下の企業に対する障害者雇用報奨金について、その支援内容を手厚くしていくことが考えられる。
- ・ 中小企業も障害者雇用に積極的に取り組むよう、全ての障害者雇用義務企業に対して、障害者雇用納付金の納付義務を課すことが考えられる。また、企業間の障害者雇用にかかる負担感を公平に調整するため調整金の額を賃金相当額まで引き上げることも考えられる。

障害者雇用納付金制度

● 障害者雇用納付金の額

不足1人当たり月額5万円(常用労働者100.5~200人の事業主は、不足1人当たり月額4万円)

● 障害者雇用調整金等の額

常用労働者100人超 超過1人当たり月額2万7千円(障害者雇用調整金)

常用労働者100人以下 超過1人当たり月額2万1千円(報奨金) ※障害者を6人超雇用している事業主に限る。

<<趣旨等>>

納付金については基準雇用率を達成するまで、調整金については基準雇用率を超えて障害者を雇用する場合に、1人につき通常必要とされる1月当たりの特別費用の額の平均額を基準として定めている。

納付金や調整金の額は、法令上は5年に1度の見直しまでは要請されていない中で、実質的に、法定雇用率と同じタイミングで議論を行ってきたもの。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 法定雇用率を超えて雇用されている障害者数に応じて支給額にメリハリをつけることが考えられる。
- ・ 法定雇用率未達成企業に課している障害者雇用納付金の額についても、法定雇用率に近づいている企業は減額(雇用していない企業は増額)するなどの段階的設定を講ずることが考えられる。
- ・ 障害者雇用への取組を促すため、法定雇用率未達成の企業が納付すべき障害者雇用納付金の額を大幅に増額し、経済的ディスインセンティブを明確にすることが考えられる。納付金の額を、少なくとも最低賃金で就労した場合の月額賃金分にすることが考えられる。
- ・ 障害者雇用における合理的配慮等の対応や、キャリア形成の実績等を、企業の納付する障害者雇用納付金の額に反映させることが考えられる。(再掲)
- ・ 障害者雇用調整金よりも、使徒の明確な助成金を優先すべきである。こうした点も踏まえ、調整金の額の引き下げや、支給期間と支給対象者数の上限を設定することが考えられる。
- ・ 就労継続支援A型については、障害福祉報酬と労働政策の双方から支援措置が講じられているが、その利用者については、通常の一般雇用とは異なることから、調整金・報奨金の対象から除外することが考えられる。

障害者雇用納付金制度(特例調整金・特例報奨金)

- このほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給する。

<<趣旨等>>

在宅就業障害者支援制度については、障害者の職業的自立を促進するために、雇用支援策を基本としつつも、多様な就業形態に対する支援策を講じることにより、就業機会の拡大を図るという趣旨により実施。

財源である障害者納付金が、障害者の雇用に伴う企業の経済的負担を調整するための制度であることを踏まえ、発注元企業が自ら雇用する障害者数によって、その上限を設けている。この結果、障害者を1人も雇用しない企業は、在宅就業特例調整金等の支給は受けられない取扱いとなっている。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

(在宅就業障害者支援制度関係)

- ・ 在宅就業支援制度の利用拡大に向けて、現在でも、一定要件の下で施設就労への支援が含まれていることから、「在宅」に限定されているかのような名称を改正することが考えられる。
- ・ 障害者の就労機会の発注機会の拡充に向けて、障害者就労施設への発注額に応じて障害者雇用とみなすことが考えられる。

(再掲)

- ・ 発注を雇用とみなすことは障害者雇用の阻害となるが、発注促進の重要性に鑑み、障害者施設等への発注額の一定割合について、障害者雇用納付金との相殺に充当することも考えられる。
- ・ 自営の障害者について、企業ニーズとのマッチングや営業活動等を支援する必要がある。

(テレワーク関係)

- ・ テレワークを推進するためには、コミュニケーション機器の整備に対する支援や移動支援システム等の構築が必要である。在宅就労を希望する者への能力評価やスキルアップ研修の機会提供も必要である。
- ・ 在宅を含め働いている間は訪問介護サービス等を利用できないことについて、就労中も福祉サービスを併用できるようにする必要がある。また、長期入院中の者も就業できるシステムの構築が必要である。
- ・ 柔軟な働き方を進めるにあたり、ノーマライゼーションの観点等も踏まえ、こうした働き方が望ましいと考えられる障害者の範囲等を議論する必要がある。障害特性等により安易に在宅で働く方向に誘導するのではなく、やむを得ない場合も、社員としての連帯感や同僚のコミュニケーション等の観点から、随時の出社は必要であり、移動支援等の充実も必要である。また、テレワークに係る労働時間管理や労災認定の在り方等も検討が必要である。

助成金

- 雇用義務未達成の企業から徴収された納付金や、事業主が納める雇用保険料を原資として、助成金を支給している。

(納付金助成金の例)

- 障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置
 - ・ 障害者作業施設設置等助成金／障害者福祉施設設置等助成金
- 障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置
 - ・ 障害者介助等助成金
- 通勤の配慮を行った場合の助成措置
 - ・ 重度障害者等通勤対策助成金

(雇用保険二事業助成金の例)

- トライアル雇用助成金(障害者トライアル、障害者短時間トライアル)
- 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者(障害者)、発達障害者・難治性疾患患者、障害者初回雇用)
- 障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース、障害者職場適応援助コース)
- 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

- ・ 障害者の職場定着を目指す中であって、現行の助成金が雇い入れ後の短期間の支給に留まっていることから、より長期間の支援を行う仕組みにしていく必要がある。
- ・ 障害者の職場定着を進めるためには不本意就労を避けることが大切であり、実習やトライアル雇用等の利用推進が必要である。
- ・ 地方部においては、都市部と比較して障害者雇用の実習や就労の機会が少ないことや、通勤のための環境が整備されていない実態等を踏まえた対応が必要である。
- ・ 中途障害の場合などに、事業主による復職訓練等に対する支援のみならず、当事者が自主的に復職訓練等を受講しやすくするための支援のあり方を検討する必要がある。

【関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等】

(地域の支援機関等の連携)

- ・ 企業内において、精神障害者等の適切な就労環境を整備するためには、産業医や精神保健福祉士、ジョブコーチの資格を有する者等であって障害者支援を行う者の選任・配置・養成等を義務付けることが有用と考えられる。また、障害者の就労状況に関する情報を企業と支援機関と医療機関が共有できる仕組みの創設・普及を図ることも、定着支援のため必要である。
- ・ 地域の就労支援機関だけでなく、主治医や職場の産業医、リハビリテーション専門職(理学療法士、言語聴覚士、作業療法士)等との連携も推進し、職場の定期的な面談機会等を設けるとともに、その際の意見を実際の雇用管理に反映されるような仕組みや、エルゴノミクスの観点からの職場環境の改善に繋げる仕組み等も必要である。
- ・ 身体障害であっても聴覚障害や視覚障害等の場合に、それぞれ日常生活や就労の際の困難性に異なる特性が多くみられることから、個別の障害ごとに見識のある者を、できる限り、就労支援の専門家として育成するとともに、地域の就労支援機関等に配置する必要がある。
- ・ 障害者雇用企業の雇用管理体制を整備するためには、就労支援機関等に加え、地方自治体や商工会等も一体となった支援も必要である。その際、定着支援の後の退職まで視野に入れたアセスメントを行うことが望ましい。
- ・ 適切なキャリア形成を図るため、就労支援機関は、高等教育機関とも積極的に連携関係を構築する必要がある。また、特別支援学校についても、福祉的就労の支援機関を経ずに就職する者が増えていることから、特別支援学校と支援機関の連携も積極的に実施する必要がある。
- ・ 就労支援機関ごとに対応力に差があることから、その差を解消するための研修の受講等を積極的に支援する必要がある。また対応力だけでなく、支援機関が連携して、支援者のケアを行うような体制も構築する必要がある。
- ・ 雇用対策の支援対象となる範囲について、従来の枠組みによる厳格な対応ではなく、就労困難性に着目した新たな枠組みも必要である。いわゆる障害特性以外の背景により就労困難性を抱える者への支援にもつながるものと考えられる。
- ・ ジョブコーチ支援等の有用な就労支援策を、全国の中小企業が使えるような体制を整備する必要がある。また、中小企業の場合は特に、経営者層の意思が重要となってくることから、障害者雇用が順調に進んでいる他の企業の見学機会等を設けることも必要である。
 - ・ 職場内でのコミュニケーションやキャリアアップがさらに図られるような支援措置の拡充が必要である。また、企業在籍型ジョブコーチの育成支援により、できる限り社内で障害者の雇用管理を行える体制の構築を支援する必要がある。
- ・ 高齢障害者の就労継続を支援するために各種福祉サービス利用における柔軟な対応を図るとともに、就労継続支援A型事業所や、福祉就労と一般雇用の中間的な働き方等との連携関係を整備し、希望や体力等に応じて、適正な働き方を選べるようにする必要がある。
- ・ 加齢により雇用継続のための支援が必要な場合に、「できる仕事」の提供に向けた事業主の配慮のあり方や支援者も介在する形での移行支援を推進する必要がある。